

かみね 議会だより

212号

令和 6 年
第 4 回臨時会(9 月)
第 4 回定例会(12 月)

- P.2~3 こんなことが決まりました(主な議案)
- P.4 議案賛否表
- P.5 令和 6 年度補正予算
- P.6~10 討論
- P.11~20 そこが聞きたい(一般質問)
- P.21~22 委員会研修報告
- P.23~27 子ども議会



オープン間近の道の駅



議会ホームページ

こんな
ことが

決まりました

第4回臨時会 1議案 可決

第4回定例会 16議案 可決、1人事案 同意

令和6年第4回臨時会は、9月24日に開催し、1議案を原案通り可決しました。令和6年第4回定例会は、11月29日から12月6日までの8日間の会期で開催し、16議案が原案通り可決、1人事案が同意されました。

町長の給料の減額に関する条例

町長の免許失効（うっかり失効）に伴う給料月額額の10%を1ヶ月間減額するものとなります

賛成
多数

上峰町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

施設の名称

カゼマチテラス

施設の所在地

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1539番1外

指定管理者の名称及び所在地

株式会社 カゼマチテラス

代表取締役

末次 憲昭

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1550番地3

指定管理者として指定する期間

施設の引渡しを受けた日から

令和37年3月31日

賛成
全員

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

氏名 石川富美夫

年齢 75歳

地区 井手口

任期

令和6年12月21日から

令和9年12月20日まで



賛成
全員
同意

主なものを
紹介します

令和6年度一般会計補正予算(第5号)

1億9,790万円

バス停整備事業 委託料

2,000万円

現在整備中の中心市街地に隣接する国道及び県道に、バス停を制作し、設置する業務の委託料となります。

公益通報等対応 業務委託料

165万円

公益通報制度の相談窓口の設置に係る内部規程の整備・支援、窓口担当課や職員の研修及び第三者調査等の要否判断を行うための業務の委託料となります。

消火栓等設置 工事負担金

84万円

中村地区への消火栓を設置する費用となります。

特定教育・保育 施設型給付費

7,422万円

対象こども園等に対する事業費及び管理費に係る費用として国、県、町から給付される費用となります。

子どもの医療費助成

934万円

0歳から18歳までの医療費の助成に使われます。



ひとり親家庭等 医療費助成

207万円

児童が20歳になる前までの親及び18歳までの子どもの医療費の助成に使われます。

請 願

紹介議員 大川 徹也

議案審議

中学校部活動遠征等移動費の補助について

請願事項

1. 遠征にかかる移動費の補助を、町の予算からご支援いただきたい。
2. 安全な移動手段として、バス会社を利用した場合の費用の一部を補助いただきたい。

請願者 上峰中学校 サッカー一部保護者会代表 松本絵美

総務厚生常任委員会付託

令和6年 第4回臨時会・第4回定例会 議案賛否表

〈賛 否 表〉

○は賛成 ×は反対

議案番号	件 名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			蔵戸新	石橋信	江崎文男	鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	吉富隆	寺崎太彦	大川隆城

第4回臨時会

44	町長の給料の減額に関する条例	可決	○	○	×	○	×	×	○	○	○	—
----	----------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第4回定例会

45	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度上峰町一般会計補正予算(専決第1号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
46	上峰町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
47	上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
48	特別職の給与条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
49	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
50	上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
51	上峰町税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
52	上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
53	上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
54	上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
55	上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
56	令和6年度上峰町一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	×	×	○	○	○	—
57	令和6年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
58	令和6年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
59	令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
60	上峰町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
61	上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
—	議員報酬の適正化に関する決議	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
—	上峰町長武廣勇平氏の町職員等に対するパワーハラスメントの実態調査に関する決議	否決	×	×	○	×	○	○	×	○	×	—

○議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。(過半数議決の場合)

令和6年度 補正予算

一般会計

2億1,518万増額して、総額134億3,169万9千円となる。

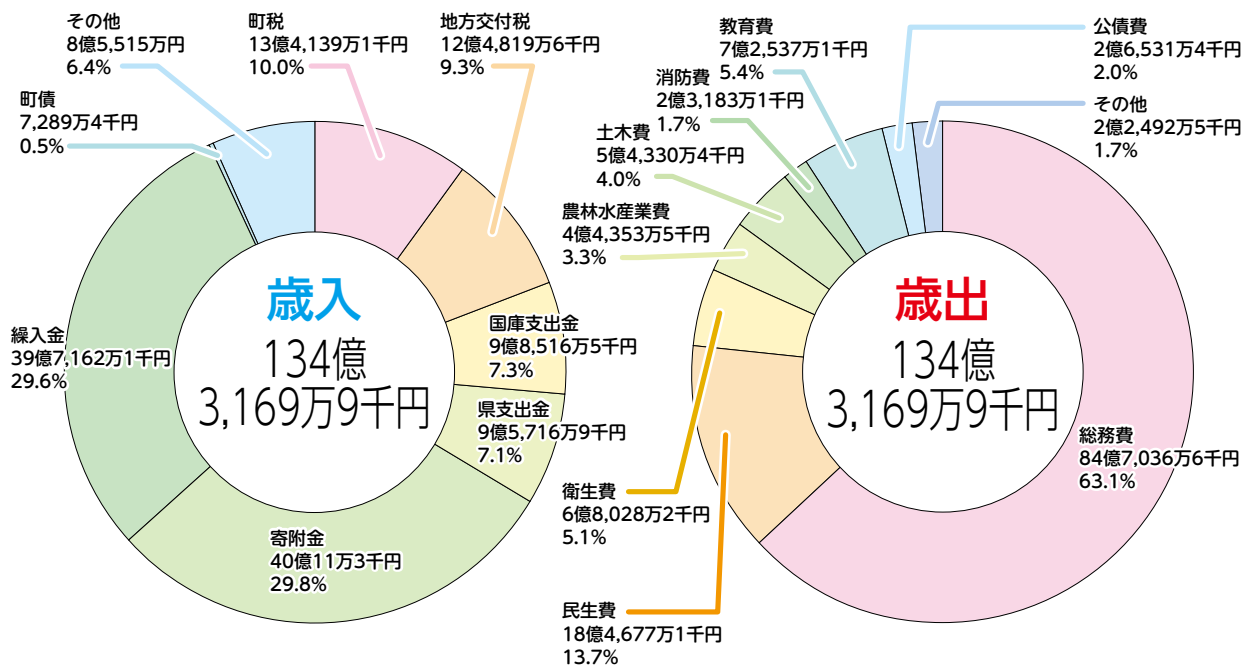
歳入補正予算の主なもの(増額のみ)

◎子どものための教育・保育給付費負担金	3,711万2千円
◎財政調整基金繰入金	3,180万8千円
◎ふるさと寄附金基金繰入金	2,800万円
◎施設型給付費県費負担金	1,855万6千円

歳出補正予算の主なもの(増額のみ)

◎特定教育・保育施設型給付費	7,422万5千円
◎子どもの医療費助成基金積立金	3,427万5千円
◎バス停整備事業委託料	2,000万円
◎子どもの医療費助成	934万1千円

本会期までの累計



※町債とは借入金、公債費とは借入金の返済金です。
※国・県支出金は補助金です。

特別会計

後期高齢者医療特別会計

1,572万9千円増額し、1億5,933万4千円となる。

農業集落排水特別会計

※歳出予算額

41万5千円増額し、8億3,051万1千円となる。

令和6年 第4回臨時会（9月）
（議案第44号）

討論

反対

大川 徹也 議員

武廣町長は、令和6年6月7日以降、自動車運転免許証が失効しているにも関わらず、少なくとも令和6年9月20日まで、公道において無免許で自動車を運転していた。この事実は、町長として法令を遵守する立場にありながら、明らかにその責務を怠り、町民の信頼を著しく損なうものである。さらに、町長は、本日臨時議会を招集し、自身の法令違反に対して単に本年10月分の報酬1か月分の10%減額だけで事態の收拾を図ろうとしているが、この対応は法的にも道義的にも極めて軽微であり、町長としての責任を十分に果たしているとは到底いえない。このような姿勢は、町政のリーダーとして、町民の信頼を損ない、町政運営の健全性を脅かすものである。よって、同議案に対し反対する。

賛成

蔵戸 新 議員

私は、賛成の立場で討論に参加する。まず、前提として町長自身がいかなる刑事罰も行政処分も受けていないこと。この罪の重さというの警察または司法が判断するもので、我々が判断するものではない。また、刑事罰、行政罰を受けていない以上これは報告で済ますべきものをわざわざ臨時議会を開いて自分を律する意味でこの条例を提案したことに関し、一定の評価をするので、賛成する。

反対

原 直弘 議員

今回出された条例は町長の無免許運転を起因とするものである。この無免許運転は犯

賛成

寺崎 太彦 議員

いては反対する。私は賛成の立場で討論させていただく。

また、刑罰とは別に行政処分も受けることになっており、その内容は「3年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」である。

今回の無免許運転では制度上の運用で刑罰や行政処分が下されなかったが、町民の負託に応え、公明正大かつ誠実に町政運営を担う立場であるべき町長が無免許運転をしたのに、その行為をした自分に科す処分が「ひと月の給料の10分の1の減額」というのは、あまりにも軽すぎると言わざるを得ない。

長期間にわたり犯した無免許運転という重大な行為に対し、自らを厳しく処すべきと考えるので、本議案につ

反対

江崎 文男 議員

議案第44号町長の給料の減額に関する条例に反対の立場で討論に参加する。

この条例の町長の給与の月額10分の1の1か月を減額する額については、最低の額と思われる。3か月以上の免許の効力を停止した

賛成

鈴木 千春 議員

ままの状態ですの運転をされたことについては、行政の長として重く受け止めなければならぬ。この減額内容の妥当性がこの会議の中身では見えない。よって、この議案については反対する。

私は、賛成の立場で討論に参加する。この度の件については反省すべき行為であり、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に努める必要があると感じている。この行為に対する責任の取り方や処分は必要であるかと思う。今回、罰則として月額10分の1の給与を1か月減額ということ、その妥当性について、「パフォーマンスになっはならぬ」ということと、「社会通念上の判断」という旨の答弁があった。併せて、故意がないということ警察や弁護

士に相談した上で、失効ということでは無免許ではない旨の答弁が繰り返しあった。「免許が切れていることに気づかず、運転していた場合、無免許運転として検挙されることはなく、行政処分、罰則の対象にはならない」との記事もあり、その状況の中で、自身を律する政治的判断として給与を減額することについて、私は妥当性があると判断した。よって本議案には賛成する。

令和6年 第4回定例会（12月） 令和6年度 一般会計補正予算（第5号） （議案第56号）

討論

反対

大川 徹也 議員

本議案について反対する。理由は、今回の公益通報窓口の設置には不備があるからである。この窓口には、以下の2つの要件を満たした者だけが保護される。1. 通報内容が法令違反に該当すること。2. 通報を受けた窓口が通報の内容を信じる合理的な理由があること。つまり、これは法的な審査を通らないハラスメント等相談は役場総務課が窓口になる。しかし、町長等、特に立場の強い者からのパワーハラスメント等の被害相談は、この窓口では身バレが恐ろしく、誰も相談に来るとは考えられず、今までと何ら変わらず、職員は救われない。この問題点を考慮しない公益通報窓口になっている限り、職員のメンタルヘルスや働きやすい職場の実現には程遠い。また、公益通報窓口を設

置したから、パワーハラスメント等ハラスメント対策は行ったと行政に大義名分を与えてしまい、公益通報に該当しないハラスメント被害者は安心して相談できる場所がなく、メンタルヘルスや働きやすい職場はますます遠ざかっていく。ゆえに、この問題は役場総務課ではなく、相談者が身バレをせずに安心して相談できる公正中立な第三者による外部相談窓口を設けるべきである。

賛成

蔵戸 新 議員

私は、賛成の立場で討論に参加する。この公益通報等対応業務委託料は、本町においては、努力義務にも関わらず、予算化をして制度の充実を図っていくことが示されている。これは、働きやすく風通しの良い職場環境改善には不可欠な制度、窓口であると確信して

いるので、賛成する。

反対

原 直弘 議員

この補正予算での公益通報等対応業務委託費の委託内容が曖昧であり、併せて町長によるパワハラ事案の真相究明もできていない中で公益通報等対応業務の委託費の提案は問題があると考える。

パワハラ事案を含む相談については総務課に相談窓口があるが、その課を掌握する権限が町長にもあるため、町長によるパワハラ事案の相談ができなかった可能性がある。

公益通報がパワハラ、セクハラなどのハラスメントが暴行、脅迫、強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合にしか該当しないので、町は公益通報の対象外のハラスメントをどのように取り扱うのか、そして、その対応、措置、体制などについて防止策の方針を示すことが

賛成

吉田 豊 議員

私は賛成の立場で討論する。

いろいろな反対意見があるが、私は役場総務課の中に、内部通報窓口が設置されれば、弁護士等、第三者機関が相談窓口においてになれば、職員が相談がしにくいということはなく、弁護士が対応していただければ、弁護士には相談者の守秘義務があるから、口外されることなく業務を遂行されるものと思料されるので、私はそれなりの効果上がるものと確信できるので賛成する。

令和6年 第4回定例会（12月） 決議案第2号 上峰町長武廣勇平氏の町職員等に対するパワーハラスメントの実態調査に関する決議案

討論

反対

蔵戸 新 議員

私は、反対の立場で討論に参加する。反対の理由として4点あり、まず1点目は時期の問題である。この百条委員会というものは、政治的目的で利用することとは非常に望ましくないとされる。しかしながらこのタイミングが完全に政治的利用である疑念が払拭されない以上、慎重になるべきである。

2点目に提案理由にもあるとおり、町寄りの調査になってはならないという点は完全に同意するが、それと同時に議会寄りの調査であつてもならない。これを許すことはダブルスタンダードにあたる。

3点目はハラスメントに関する法律は多岐に渡り、専門家であっても判断は難しいとされており、我々議員が断ずる立場にないと考える。

最後に、最大の論点

賛成

江崎 文男 議員

として、この調査はハラスメントは「あったかどうか」ということに論点を当てていくべきと思うが、すでにハラスメントがあつたものとして結論ありきの調査をすることは調査すること自体が目的となり、手段の目的化が生じる。これは結論にバイアスが生じ、冷静で客観的な判断ができないと考えたため私は反対の立場である。

私は、賛成の立場で討論に参加する。今回の新聞報道等での町長のパワハラ問題については、町長も幾つかの言動があつたことは認めている。

今議会でも執行部や議員から様々な意見が出ており、私自身、この問題に対し、どのような判断を取っていいのか苦慮するところである。しかし、現実的には退職された職員や

現職の職員の中には長期休暇を取られた方々が非常に多いとも聞き及んでいる。また、同僚議員の中には町長のパワハラの言動に対し、当時職員だった人からの相談を受けられた議員もいると聞いている。そして先日、議長宛に武廣勇平町長による町職員へのパワーハラスメントについて、上峰町議会に調査を求める要望書も提出されている。

私はこの決議案に対し、議員としての行政の監視機能、住民への説明責任、このような問題の再発防止、また議会の存在感等を総合的に判断し、この特別委員会の設置については必要であると思う。

反対

石橋 信 議員

一般質問答弁内容から、報道機関は一部を切り取られ、内容を網羅されていない様子がうかがわれた。当時なぜ厳しく、きつい言葉、声を大きく指導しなければならなかったのか。その背景には紙面からは読み取れない原因や要因があつたと思う。

皆様からいただいた税金を最大限に有効活用し、生活、暮らしをよりよいものに変えるためには厳しい言葉、業務指導は必要。新聞報道された内容は職員が問題行動を起こし、是正しなかったから強めの言葉で指導していた等で、該当職員は一時的に不快感を抱いたかもしれない。しかし、それは客観的に見て適切な範囲であればパワーハラスメントにはならないと思う。

調査を行うとすれば、第三者委員会で弁護士、労務士、コンサル等をお願いし、百条委員会の設置については反対する。

首長として町や町民皆様の期待や、要望を叶えるために、部下の皆さんに命令、指示は当然のごとくあり得ることである。緊急度、重要性、優先順位、それぞれに対応するスピードは異なるが、解決に向け命令口調が厳しく、高くなることは十分にあり得ること。本町の自主財源構成比、財政健全化判断比率の状況も良好で町民の皆様の暮らしは他の市町より先行し改善されてきた。これらを実現するためには武廣町長である。町民の

賛成

原 直弘 議員

上峰町長武廣勇平氏の町職員等に対するパワーハラスメントについては、報道機関により複数の職員に対する暴言や机を叩くなどして長時間の叱責を行ったことが指摘され、町長も一部は認めてはいるが町長の言い分だけが独り歩きしている状態であり、このパワーハラスメントの真相はまだ明らかになっていない。

今後、全てのハラスメントがない職場環境をつくるためには、今回のパワーハラスメントの背景事情や原因などを究明することが重要であるとともにハラスメントに対する防止方針の明確化とその周知、啓発に取り組むことが不可欠である。

このパワーハラスメントの究明には実態調査を必要とするがその調査が「町長による町職員等に対するパワーハラ」の調査であるため、町主導

で行えば町長寄りの結果になる可能性があるし、調査方法によっては個人が特定されるリスクもある。

よって、議会が公正かつ主体的に調査の方向性を導くために、公正な立場の有識者をメンバーとした第三者委員会の立ち上げを行い、その委員会による調査へ進めることが真相究明につながる手段と考えるので、この決議案については賛成する。

反対

鈴木 千春 議員

私は、反対の立場で討論に参加する。反対理由は4点。

1点目はパワーハラスメントの法律は「労働施策総合推進法」が主に該当するが、ハラスメントかどうかの境界についての判断は、我々議員ではなく、法律の専門家によるものと私は理解している。

2点目は百条委員会の公平性について、「町側に任せることで町長寄りの結論に流れていく可能性」とあり、これでは、あたかも結論ありきの委員会になってしまうのではないのかと私は感じている。

3点目は百条委員会の設置時期について。来年、上峰町長選挙があり、もし、この百条委員会が設置されたとしても、町長選挙の告示までに結果がでない可能性が高いことが予想され、その場合、結果が出ないままに有

権者が、投票する際、公平な判断ができなくなってしまうとの懸念がある。

4点目はパワーハラスメントの行為者が限定されていること。町長には権限が集中する立場であるのは理解するが、職員等へのパワーハラスメントの行為者は、町長に限った話ではない。上司から部下、同僚、合わせて議員からも職員等に対するパワーハラスメントもあると私は考えている。パワーハラスメントの行為者になっていく可能性のある我々議員が、仮に委員会が設置され証人を招致した際、証言者が答えにくかったり、発言を萎縮してしまうのではないかと感じている。最後に私の考えとしては、ハラスメントはあってはならないことと考えている。今後については、公益通報窓口が設置されることに伴い、ハラスメントの対象者が救済され、

労働環境が改善されていかなければならないと強く感じている。よって本議案には反対する。

賛成

吉富 隆 議員

私は、賛成の立場で討論する。

このパワーハラスメントというのは一般質問でも厳しく私はやってきた。でも、実際にパワーハラに遭った人の気持ちというのは、大変な重圧である。これは町長が認めていなかったら、このパワーハラ問題、議会に出てきていないと私は思っている。

政治的なことであって、それは、町長が判断して、けじめをつけるべきであろうと考えている。

よって、この決議案について、私は調査をするべきだということ賛成する。

反対

寺崎 太彦 議員

反対の立場で討論する。

今回、新聞報道を基に町長のパワーハラスメントを調査する百条委員会をつくるということだが、この百条委員会でも中立性が守られず、パワーハラスメントの判断基準が難しく、私は判断できないと思う。

また、今議会の一般質問の中で新聞報道では分からないことが明らかにになり、私は町長の発言は業務上の必要な指導ということを理解した。

もし今回、町長選挙直前に百条委員会をつくるのであれば、これが政争の具となり、政治利用の場となる。

最後に、証言した職員が借用書を書かれた件では、問題を早期に解決し、また、職員に接触している件では職員の保護をしてもらいたいと要望する。

反対

吉田 豊 議員

地方自治法第100条に基づき調査特別委員会の設置に反対する。

町長のパワハラ問題は、私は一貫して叱咤激励の範囲であると認識している。

一般質問でも明らかにように、町長は頭かぶせに発言したのではなく、2度、3度と注意をしても間違いを正さない職員に対して発言したこと。次に病気として長期療養中にもかかわらず、「自宅の農作業をしたり、菜園の手入れをしたり」という町民からの通報があれば、「監督不行き届き」といわれる立場の町長であれば、職員の給与が町民の血税から支出されている以上、給与泥棒という発言も理解する。

また、指導書によれば、法第100条の調査権の留意点として、政争の具に供したり、個人的秘密、個人攻撃の手

段に利用されないこととある。

また、議会の調査権は司法の捜査や検察の捜査とは異質のものである。前回の町長選では学歴詐称の問題が、前々回の町長選では、役場職員の採用問題で、今回と同じ百条委員会が設置され、証人喚問まで行われたが、結果は事実確認ができず、疑いのまま告発したが嫌疑不十分で不起訴となった。これらも公費の無駄遣いに終わった町内の事案があった。専門的知見の活用として、議会が第三者委員会に議会が委託して調査研究を行った上での報告を求めることができる旨法改正も行われた。よって、私は法第100条の調査特別委員会の設置には、反対する。

町に対し

決議を提出

議員報酬の適正化に関する決議

賛成
全員

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。

この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。

町村議会の議員報酬月額の水準は、全国的に見ても、永きにわたり据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。

こうしたことを踏まえ、全国町村議会議長会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」(令和4年2月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き (大正大学社会共生学部教授)』)等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、国の第33次地方制度調査会の答申(令和4年12月)においても肯定的に捉えられている。

今こそ、町議会は、議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。

よって、町長におかれては、町議会の取組に理解をいただいた上で、以下の点についてご留意されるよう、要請する。

記

1. 議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町との比較のみにとらわれることなく、議会が導き出した結論について、十分尊重されたいこと。
2. 議員報酬の検討に当たって、特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意すること。
 - (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - (4) 類似団体や近隣町との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。
令和6年12月6日

上峰町議会

一般質問

そこが聞きたい!!

令和6年 第4回定例会(12月)

12月定例会にて一般質問に登壇した議員は9名で、通告の質問事項は、下記のとおりとなります。議会の様子も編集後にホームページで掲載されますので、あわせてご覧ください。

No.	議 員	質問事項 (○印が記事になっております)	頁
1	 大川徹也議員	①中心市街地活性化事業について 2 ふるさと納税について 3 町長によるパワーハラスメントについて	P.12
2	 蔵戸新議員	①上峰町職員のワーク・ライフ・バランスの実現について ②鳥獣被害対策について ③道の駅振興について	P.13
3	 原直弘議員	①ふるさと納税寄附金について 2 中心市街地活性化事業（旧大型商業施設跡地再開発）について ③町長のパワハラ問題の真相究明と再発防止策について	P.14
4	 吉田豊議員	①町長のパワハラ問題 2 子育て支援 3 農業振興	P.15
5	 鈴木千春議員	①ハラスメント防止に向けた取り組みについて 2 中心市街地活性化事業について 3 農業振興について	P.16
6	 江崎文男議員	①町長のパワハラ報道について ②上峰町中心市街地活性化事業について	P.17
7	 吉富隆議員	①ふるさと納税について ②上峰町中心市街地活性化事業について ③パワーハラスメント関連について	P.18
8	 寺嶋太彦議員	①健康増進対策について ③職場環境について 5 防犯対策について	2 地域振興策について 4 住民への支援対策について 6 防災対策について P.19
9	 石橋信議員	①安全・安心な町づくりについて ②地域振興対策について	P.20



大川 徹也 議員

第三セクターの責任範囲は

設立目的に沿った事業運営を行う

問 中心市街地活性化事業を運営する合同会社は、資産の95%を町が出資している第三セクターである。この事業のリスクや当町のリスクを伺う。

答 政策課長 地方自治法施行令152条の

ほかに記載があり、「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」という形になっている。一般社団法人

人及び一般財団法人並びに株式会社と3つの法人種別を列挙しているが、確認すべき法人形態は合同会社であるため、列挙されている3つの法人には含まれないということになっている。次に解釈方法が問題になってくるので、限定列挙なのか例示列挙なのかということを確認する必要がある。限定列挙と言うのは例が挙げられている場合において挙げられている例に限定するもの

で、それ以外は認められないと言うもので、この場合と言うと、一般社団法人、一般財団法人並びに株式会社の3種に限定され、合同会社、合資会社、合名会社のようないわゆる持ち分会社と違うのは該当しないという結果になる。一方、例示列挙だと言う解釈をした場合は、この例が挙げられているが、それはあくまで例に過ぎず、そこに記載されていないものも認めると言うことをいう。この場合で言うと、一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社の3種が例に挙げられているが、合名会社、合資会社、合同会社のような持ち分会社も含まれるという違った結果になってくる。私ども、例示

列挙の可能性の含みを持ちつつも、関係機関のほうにこれを確認したところ、一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社の3種に限定された限定列挙のため、合同会社は該当しないという結論を示されている。これにより当該合同会社はいわゆる第三セクターではあるものの、地方自治法第221条第3項に規定する法人には該当しないと言う結論が導き出される。また、合同会社自体は有限責任であるので、出資の範囲内で責任をとることになるのかと考えている。

要望 町は合同会社の経営状況をしっかりと把握し、上峰町、また上峰町民に負担のないような管理をしていただきたい。

町職員の年休取得率の改善状況は

改善傾向にある

問 上峰町職員の年休取得率の改善状況は。また、取得率アップに向けてどのような取り組みをしているか。

答 総務課長 年休取得率は令和3年度18.4%、令和4年度20.8%、令和5年度22.4%となっており、改善傾向にある。課長会を通じて年休取得の推奨をしており、大型連休に組み合わせるなど、取得の推奨をしている。

日に対して、上峰町は平均何日か。

答 総務課長 令和5年度の数値で夏季休暇を除き7.3日である。

問 全国平均に及んでいないが、取得率をどこまで引き上げるのかその目標値は。

答 総務課長 現在の取得率22.4%から50%をまずは目指したい。

問 全国市町村の平均年休取得日数の11.5

獣害防護柵の設置状況把握は

現在確認中

問 前回の9月定例会で質問していた防護柵設置の現状把握の状況は。また、有害鳥獣捕獲の捕獲確認はどのようにしているか。

答 産業課長 設置状況については、事業実施当時の図面を現在確認中。捕獲確認については、町職員の立会いや、写真及び耳、尻尾の提出で確認している。

問 耳と尻尾の提出ではどこで捕獲したのかわからない。国が指摘しているのは、そのイノシシは本当に悪さをする個体か、ということでは農作物の味を覚えたり、人里に出てくることを覚えた加害個体の選別捕獲を

推奨することが言われ始めている。山奥で捕獲した個体より、田んぼのすぐそばや、民家の裏などのイノシシは100%加害個体であり捕獲場所の確認が重要である。効果的な捕獲計画が立てられるよう捕獲確認の方法を改善してほしいが。

答 産業課長 今後、国が加害個体を対象とするようにしてくるかもしれないので、捕獲場所等の位置図等、対応できるような形を取る。

問 来年の道の駅オープンを盛り上げるため、ミネカポイントの特別付与や、近隣市町の地域通貨との相互連携の考えは。

答 産業課長 町費のみでのポイント付与は難しいと思うが、国からの交付金等があれば、それを活用した事業が可能と考えている。近隣市町の地域通貨との相互連携については、道

道の駅振興にミネカポイントの特別付与は

交付金等があれば可能

問 来年の道の駅オープンを盛り上げるため、ミネカポイントの特別付与や、近隣市町の地域通貨との相互連携の考えは。

答 産業課長 町費のみでのポイント付与は難しいと思うが、国からの交付金等があれば、それを活用した事業が可能と考えている。近隣市町の地域通貨との相互連携については、道

問 近隣市町から地域通貨の連携について声掛けや動きがあったりしているか。

答 産業課長 今のところあってはいない。

要望 近隣市町には地域通貨連携の声かけ等を積極的に行っていただきたい。



蔵戸 新 議員

一般質問



イノシシに突破された防護柵



原 直弘 議員

寄附額の減に伴う事業への影響は

合同会社で想定されているという認識

問 今後のふるさと納税寄附額は、昨年

答 政策課長 基本的な考えはC G Fは

発覚した産地偽装問題や地場産品基準のルール逸脱疑惑により相当な割合で減ることが予想される。令和6年度の寄附額を私なりに試算をしており、あくまで主観的な考えに基づいたものであるが、約11億から18億位と試算した。寄附額が大きく減った場合の中心市街地活性化事業への影響について町の考えは。

寄附額に連動している認識である。「寄附額が減った場合に事業自体大丈夫か。」という問いだが、合同会社でもさまざまな状況を想定し運営されるものという認識である。

基金残高の危機的状況について

心配は要らない

問 令和2年度から5年度までの3年間

でふるさと寄附基金金が約26億円減っている。5年度末の残高が約28億円なのであと3、4年で基金が底をつく危機的状況になる懸念がある。

答 町長 これまで寄附金の増高に従って、このような状況になった場合には住民の生活に直接関わる補助金や給付金、地域整備にも支障をきたす状況にもなりかねないと考えているが。

平成29年議会での議員の発言は真実か

記憶にない

問 平成29年第一回定例議会において議員による発言の内容

は町長に対し「告発する件」や「退職届を出した件」、町長が議員に対し「依頼した件」、「報告の件」などについてだが、これが真実か否かを尋ねる。

答 町長 突然、通告話をされたので、戸惑っているが、公益通報上の保護対象でないにしろ、真実相当性の議論については、通報者側が挙証すべきと法律の専門家に確認をしているので、その点を留意して答弁をする立場

て広告費や地域ブランドディング等の経費の計上を行ってきたが、寄附金額の目減りが見えた時には、それらの支出はいったん見直しすることになるし、この数年間はふるさと納税制度がなくなることも視野に入れ事業搬出の守備範囲を改めるということに対応する

る用意を行ってきているので、心配は要らないものと理解してもらいたい。

所感 基金全体の65%を占めるふるさと納税基金がゼロに近づくということは町が行う事業などに影響を及ぼすとの懸念から、今後も基金残高やふるさと寄附金の推移には留意していく。

である。

問 質問は（平成29年第一回定例会議会において）議員による発言の後に町長が議員に対し何かを頼まれて、その後に議員から何かしらの報告があったことが事実なのかどうかを聞いている。

答 町長 ただいま議事録を拝見した。

平成29年2月20日第2日目のやりとりの中で7番議員の方が

ら私自身について発言があり、私自身は全く理解ができていない様子で答弁をしている。それが私自身本当に記憶がないので、そのやりとりがあつたとか、なかったとか、そういうことも当時についても理解していない様子で、ここには書かれており、全く記憶がない。

パワハラ問題

必要かつ相当な範囲と認識

問

町長の記者会見に男性職員が、パライシジョン越しに証言した内容で「不条理な指示があった。」と証言したが、公益通報者保護法に抵触しない範囲で、不条理な指示の内容について説明を求める。

答

町長 まず学校給食に異物混入の問題があった。数ヶ月おきに混入事故が数回あり、学校給食再開について協議がなされるという流れの中で、精神的ストレスをその部下職員は

抱えており、全身に発疹ができるほど追い込まれていた。平成27年の異物混入を契機に、施設の再稼働、建築確認申請、委託業務の発注を予算1億円、年度内工期3ヶ月で行うということで取り組んでいたが、上司はこの1億円相当の業務を、受託業者は電話で探してくるからと、公務員としては考えられない発想をするものだということで報告があり、この部下職員は耐えられず、

私の本来の業務ではないにもかかわらず助けを求めたのと。私と副町長とこの部下職員3人で建物の再稼働、自校式給食室を改めて稼働できる状況に戻し事業者選定等々があった。特に私が注意を払ったのが、業者を電話で探すことは、入札妨害にあたるので、プロポーザル方式を取ることにしていたの議会答弁等、協議を長時間にわたって行っていた。

答

町長 平成27年以降、学校給食費の未納問題があり、教育委員会、学校PTAが問題の共有を図りながら協議を継続していた。給食費未納分の解消のための督促や集金作業を学校に急遽移管しようとした元幹部職員は「給食会計は私

会計であるから、未納金の徴収、集金は学校もしくはPTAがしなさい。」といわれた。次に給食費の徴収業務は教育委員会の業務外である旨の指示を担当職員にされたが結論には至らずに徴収業務は引き続き町教育委員会で行われてきた。徴収業務は教育委員会の業務外であるから、

は担当者にあるとして、借用書の返却には応じてもらえなかった。

要望

職務職階制の職場では、上司である管理職の責任が当然である。顧問弁護士に相談の上、担当職員の救済を徹底して行っていたきたい。



吉田 豊 議員

一般質問



鈴木 千春 議員

ハラスメント防止の取り組みは

内部通報窓口を内部と外部に設ける

問 昨今、各種報道機関において、ハラスメントに関する記事を目にする機会が増えたが、町におけるハラスメント防止に向け、町の考えと取り組みは。

答 総務課長 本町においては令和6年3月12日に、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置ならびにハラスメントに起因す

る問題が生じた場合に、迅速かつ適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めた上峰町職員のハラスメントの防止等に関する規定を整備した。本規定においては、上峰町職員すべてを対象とし、相談窓口や相談員の設置等について、職員に対し周知を行った。また、各種研修受講の呼びかけ、参加をするなどの取り組みを行っている。今後はさらに方針を明確化し、公益通報

制度の構築も含め、外部の人や職員に対してその方法を周知啓発するとともに、相談等、適切に対応するために必要な体制を整備したいと考えている。

問 ハラスメントの種類や関係する法令が非常に多岐にわたる法律の専門家等の意見が重要と考えるが、窓口の在り方については。

答 総務課長 ハラスメントの窓口は現在あるが、公益通報に関しては今後窓口を設置することになる。例規等の整備を終えた上で、内部公益通報制度の構築、内部の窓口、それから法律の専門家による内部通報の外部への窓口を設置したいと考えている。

問 法律の専門家とは、現在町で委託

している顧問弁護士なのか、それとも第三者の弁護士か。

答 総務課長 消費者庁の指針にも、顧問弁護士は関係性があるため、対象としては適切ではないとの言い方もされているので、別途、労働環境や内部通報関係、また、相談窓口等に詳しい法律の専門家にこれから依頼をし、委託事業を進めていきたいと考えている。

問 内部通報の外部窓口とは、1号通報である内部通報の窓口を内部と外部に設けるという理解をしているが外部にも設ける理由は。

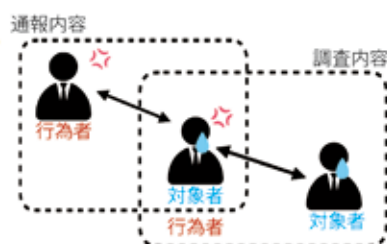
答 総務課長 内部の窓口では通報がしにくい状況にあるという声も聞くため、その問題を解決するために、第三者の法律の専門家という

ころに関しては、具体的にいろんな観点からその相談を受付けたものについて、伴走的に支援を行ってもらおう。柔軟に対応するための窓口について、内部と外部に設計を行ってきたい。

問 この度、本町においてもハラスメントに関する報道があり、記事にあった証言をされた人というのはどういう立場で参画されていたのか。

答 町長 当該元幹部職員の部下職員として立ち会っている。

問 今回の質問をするに当たり、公益通報と労働施策総合推進法を調べ、未熟ながらに学んだが、今回の事例のように、行為者と対象者の主張はそれぞれ差がある場合には、どのような判断をされるのか。



答 町長 中立性、公平性な立場で環境を客観的に、多角的に見ていく必要があるという認識を私自身は持っている。

要望 私の考えとしてはハラスメントはあつてはならないことと考える。この度の補正予算が可決された後には、公益通報窓口が内部と外部にそれぞれ設置され本制度を通じて、ハラスメントの対象者が救済されることに努めていただきたい。

町長のパワハラ報道の真意は

職務の範囲と認識した旨を伝えた

問 新聞報道による問題発覚前と後の町長のパワハラに対する認識は。

答 町長 私が新聞社から取材を受けた際に、具体的な証言に基づく質問は無く、新聞社の回答に真摯に答えるために、想像のつく限り、思い出す限り申し述べたわけで、決してパワーハラスメントという評価は第三者が行うべきであり、私としては職務の相当な範囲であったと認識した旨を伝えた。

私は4年前も同様な案件で同じような環境に位置づけられた。その後、しっかりと指導については長時間にならぬよう、私自身の言葉遣いについても注意が足りないとところがあったとすれば、今後そうしたハラスメント研修をしっかりと実施しながら、私のみならず、議会や職員間においてもしっかりとその環境を取り入れていくことや、通報制度がない現状を見ると、やはり言いにくい環境があるならば、公益通報の外部化という名の第三者の場を設ける必要がある。

問 今回のパワハラ問題に対する町民や職員への想いは。

答 町長 私が求めるものが高過ぎる、そういう自分自身を自制しつつ、かつ、これまで公益通報の対象者であるかないか、あるいはハラスメントに当たるかどうか法律的な議論は除いた上で、しっかりとこの間に一人一人と向き合っていく、私の考えを伝えた上で、そうした方々の話し合いの場を作っていただけなら、話し合いをしながら、本当に私が就任時に目指した一つの上峰町をつくる目標に向けて、自分自身が向き合って、自分自身が大きく成長

問 今回の新聞報道のほかに、他の案件はないのか。平成28年に文科省から来られた副町長の件である。この副町長が4月1日に就任されて6月に東京出張のまま登庁されなかった。体調不良ということとで休まれ、辞職された。このときも、この副町長に対するパワハラはなかったか。

答 町長 それは当時も伝えたように、帰られた理由が分からず、文科省には問い合わせをしていた。ハラスメントという認識はない。

問 報道されている町長のパワハラについての第三者委員の設置は。

答 総務課長 第三者による調査の要否の判断は法律の専門

家にサポート支援を行っていた。現在総務課で判断するのか、執行部全体で判断するのかまでは

中心市街地の污水計画は

町の財政負担を極力減らす

問 (提出資料にて) 公有部分の指定緊急避難場所と多目的交流施設は農集排へ、同じく地域優良賃貸住宅と役場機能の一部の汚水の接続先は。

答 建設課長 (提出資料にて) 地域優良賃貸住宅及び文教施設の役場機能の一部は合併浄化槽予定。

令和6年 第4回定例会 資料

公共部分	
多目的交流施設 污水計画人口 203人 (想定) 切通処理区へ	文教施設 役場機能の一部 ※合併浄化槽 予定
指定緊急避難場所 (道の駅・トイレ・情報発信施設・駐車場) 污水計画人口 445人 坊所処理区へ	住宅商業施設 地域優良賃貸住宅 62戸 ※合併浄化槽 予定

江崎 文男 議員



吉富 隆 議員

中心市街地活性化事業の総事業費は

寄附財源を除き現段階で1億程支出の見込

問 「道の駅」の総事業費はいくらかかるのか。

答 政策課長 24時間トイレ、情報提供施設、駐車場が道の駅の基本3点セットと言われるもの。将来的には町に帰属させるという形になるので、この部分に関しては「民設、公有、民営」という形となる。いわゆる地域振興施設の部分に関しては「民設、民有、民営」となる。道の駅に関しては、地方創生関連交付金として5億円程を拠出す

ることになり、町の裏負担として、これは0円という形になる。それと、下水道のインフラ整備として、1500万円これは町の単独費用のみとなる。

問 道の駅の総事業費は細かい数字でなくいいが、大体的にいくらか。

答 町長 大変心苦しいが、よく私自身分らない。建物部分なのか、道の駅と言われるトイレ、情報提供施設も含むもの



建設中の道の駅

なのか。また、内装はどうなるのかなど。その表現がしにくいものであるから、ご容赦いただきたい。

答 政策課長 テナントが負担する費用とか、舗装外構など総事業費という概念で把握しにくいところがある。また、合同会社で発注している案件でもあり、把握できていないところも正直ある。

ふるさと納税について

調達、原材料、生産などの確認を徹底

問 ふるさと納税関連について事件が起こったが、今後の町の考え方は。

答 町長 納入先への品質管理を行って

いたものの、納入先への元卸しの品質評価というものをチェックする体制だとか、出品管理する体制など

はできていなかった

ので、別途進めているところ。だがこれは本町というよりも産地偽装したところが、まず、第一義的に問題であると思う

が、提供業者としての、上峰町の管理責任もあると思っています。

問 地場産品というのがある中で、町の地場産品として返礼品に

米が出ていない。今後、上峰で作った米を全国に食べていただきたい。それが、生産者の目的。農家と協議を行えば可能であると考えるが。

答 町長 JAに出品の依頼はしているが、上峰町とみやき町はライスセンター

を共有していて、そこで混雑するという



パワーハラスメントの考えは

研修を受けながら自分を律していきたい

問 パワーハラスメント関連について町長の考えは。

答 町長 ハラスメント、環境、研修を受けながら自分を律していきたい。

町長の新聞報道について

伝えられていない部分がある

問 報道は、会見を切り抜きされていて、町民に知らせていくべきだが。

答 町長 新聞記事は、元幹部職員の所管業務で問題が発生したことと思う。元職員は、徴収すべき未収金100万円を部下の責任として、借用書を取り、その後、借用書の返還を何度も求めているが、いまだに返還されていないことを聞いている。また同時期に問題が生じ、業務時間外に対応するように

指示を出していた。元幹部職員の所管業務において不祥事が相次いで起こり、元幹部職員の不適切な行為に対し、再発防止のため詳しく事情を聴取し、指摘することはあった。この件について、新聞社からは取材を受けておらず、元幹部職員は、任期満了で退職されている。

元幹部職員の部下職員のストレスチェックを平成28年11月に申請され、平成28年12月8日から、平成



寺崎 太彦 議員

29年2月14日、5月8日、8月28日、9月21日、平成30年2月7日、いずれも非常に高いストレス状況があったことが確認されている。さらに、野口教育長が元幹部職員に借用書の返却を求めたが、部下職員に土下座を求め、今後の対応案がなく離席された。以上が伝えられていない部分である。

問 町長の会見で職員が証言されたが公益通報制度1号、3号に当たるのか。

答 町長 弁護士に確認したら、元幹部職員の通報は該当しない。また部下職員の証言は内部公益通報と理解している。

答 教育長 給食費未納問題について、教育委員会で行っていたが、元幹部職員が学校に来られ、「未納が

あるので、学校、PTAで集金業務を。」と指示された。お断りして再考をお願いしたが、元幹部職員の不合理で、ある意味理不尽な対応が続いたため、問題解消に向かわなかった。

PET検査の助成は

助成は予定していない

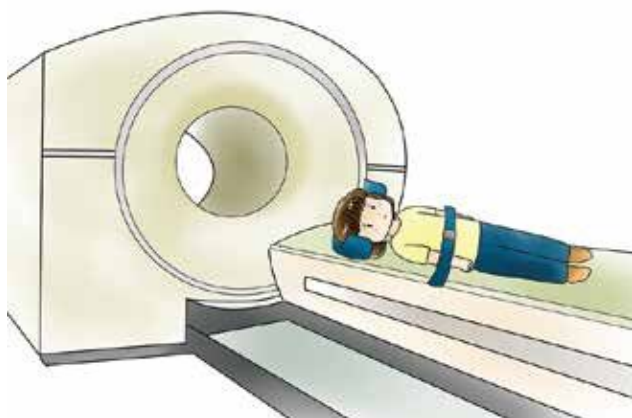
問 県内2町が助成されているが利用状況は。

答 健康福祉課長 まず助成額が3万2千円で令和5年度16名が受診されて、40代から80代まで申請があり精密検査の対象となる方はいない。また他町は、上

限5万円の助成で令和5年度10名が受診され、40代から80代が申請され、精密検査の勧奨対象が3名であった。

問 他町の状況は、住民の関心が高い。上峰町でもPET検査の助成は。

答 健康福祉課長 PET検査は、がんの種類によって高い精度で診断することができ、がんの早期発見に有効とされているが、効果はまだ十分に検証されていないことと、国の推奨する検診でないこと、費用が高額であり、町民の皆様が受診することが難しいことなどによりPET検査の助成は予定していない。





石橋 信 議員

大字堤地区ため池の管理は

ため池サポートセンターに相談

問 高齢化の波が来ており地域の管理は難しい現状。産業課長としてどう思うか。

答 産業課長 ため池サポートセンターに一度相談したがまだ回答はない。県内の情報も入手し検討する。

問 大字堤地区の区長とお話する機会があった。ため池については頭を悩ませておられる。区長例会後に意見交換の場をお願いしたいが。

答 産業課長 大字堤地区の区長との意見交換の場を年度内に一度予定する。

問 所有者が未確定にについては今後どのようにするのか。

答 税務課長 課税対象とならないものにつき追跡調査は行っていない。

問 所有者が個人や未確定の状態でのか。

答 税務課長 税務課の方では調査まで至っていない。

問 これから大人になつていく子どもたちが将来どのようなことに迷うことなく明確にしたいからお願いしているが。

答 税務課長 今一度課内に持ち帰り検討する。

切通川上流右岸側左岸側改修は

今年度末ぐらいから一部取掛かる

問 筑後川流域合同期成会で九州地方整備局担当者より流域全体であらゆる関係者と協働して取り組みと説明があったが参加された課長はどう思ったのか。

答 建設課長 活動を協働して行うことは河川改修を行う前

問 今の行政を見ると縦割りに感じる。今後産業課、建設課が連携、連動し進めていくのか。

答 産業課長 治水関係のメンバーは総務課、産業課、建設課で、会議に参加をしている。

乗り合いタクシー、巡回バスの利用状況について

令和7年3月頃運行内容改定予定

問 乗り合いタクシーは需要が増え、巡回バス利用が減っているがどのような問題があるのか。

答 健康福祉課長 乗り合いタクシーに移行される方が多

いと思っている。

問 乗り合いタクシーで病院の帰りに買い物等をしたいが今はそれができないと聞く。情報はあるのか。

答 健康福祉課長 アンケート

で施設間移動については多く要望を受けているので今後検討していく。

問 現在吉野ケ里町の一部施設に運行されているが、みやき町の病院等施設への運行拡大の考えはないのか。

答 健康福祉課長 希望も多いため、乗入れ先市町等と協議しながら検討していく。

問 免許証を返納された方々に誕生月のプレゼントとしてタクシーの回数券等考えは。

答 健康福祉課長 現在対象者の方々に一年間のフリーパスポートをお渡ししている。



安全安心に通学する子どもたち



今日も元気に利用される皆さま

総務厚生常任委員会視察研修報告

委員長 吉田 豊

私達総務厚生常任
委員会委員5人は、

令和6年10月1日か
ら3日まで、香川県

三木町及び東かがわ
市を訪問し、主に子
育て支援施策につい
て研修を行いました。

両市町とも、子育て
支援課を設置されて
おり、不妊治療から
妊娠、出産、子育て
関係の行政手続きを
一つの課にまとめて、

サービスを提供する
という一歩前に出た
住民サービスを行っ
ている所が、すばら
しく思えました。わ

が上峰町では、健康
福祉課と住民課の二
つの課で対応してい
ますが、町民の皆様

が子育て支援に関し
て、窓口へ手続きに
来庁されたら、その
席へ担当職員が出向

き対応しているのが
現状です。

町民の皆様が役場
の主管課を探すこと

を考えると、やはり
子育て支援課と統一
された方が、便利で
はないかと考えます。



東かがわ市での研修の様子

従って、今後は、上
峰町においても子育
て支援課として統一
するように町執行部
に要請して行きたい
と考えます。

なお両市町とも、
5歳児検診も実施さ
れており、今後上峰
町でも実施するよう
要請してまいります。

なお、東かがわ市
では、国内で唯一の
キャビアの生産が行
われており、上峰町
のふるさと納税の返
礼品としての可能性
を考えておりました
が事業者の方のキャ
ビアの生産時期と一
致したため、現地視
察を受け入れられま
せんでした。



三木町での研修の様子

議会活性化調査特別委員会視察研修報告

委員長 寺崎 太彦

今回、みやき町に続き、岡山県美咲町へ議会のＩＣＴ化の研修に行ってきた。

導入のきっかけは、県議長会での視察で隣町の調査が一つのきっかけになったとのこと。また、執行部側の資料説明の手段としてタブレットが採用されたことも導入の理由です。

美咲町議会では、人口減少率県内ワースト１、若者の議会離れ、議員のなり手不足等の危機感があつたそうです。

ＩＣＴ化に向け議会タブレット端末使用基準を定め、議会中にはネット検索をしないと定めている。美咲町の議員から、

タブレットは、使いながら慣れていく方が、どうにか使いこなせると聞きました。

美咲町では、山間地ということで、ケーブルＴＶなので、町内には、光ケーブルを整備し、同時にＷｉＦｉの環境があり恵まれた所でありました。

美咲町では今後、機械の更新やソフトの導入等、価格の高騰で予算確保が課題となっています。

上峰町でも、みやき町、美咲町を参考にし、導入に向けて協議していきます。



広報編集委員会研修報告

委員長 鈴木 千春

令和6年9月25日、広報編集委員会の研修を実施しました。参加者は広報編集委員会（鈴木、吉田、江崎、石橋、蔵戸）。研修内容は、町村議会議長会主催「令和6年度町村議会広報研修会」に参加しました。

研修内容は3部構成の講義を受講して参りました。

読まれる議会広報の作り方

講師の方は、元行政職員の方で、講義中に傍聴者がディスカッションする時間を設けるユニークなものでした。

講義内容は、広報がまちを活性化する仕組みやコミュニケーションのツール

としての広報など読者の方が誘発される仕組みを盛り込むことで読まれる広報を目指すとのことでした。

聴く・動く 寄居町議会の挑戦

講師の方は、埼玉県寄居町で現職の広報委員会の委員長をされている議員の方でした。寄居町の議会広報は、コンク

ールでも多数受賞経験のある有名な自治体で、委員会独自の取材や動画作成、アンケートの実施など随所に独自の取り組みをされておりました。

中でも刺激を頂いたのは、町民の方にヒアリングや取材をした人数を積み上げて掲載しており、議

会の一方的な情報発信でなく、町民の方に参加を促す議会広報になっており、大変参考になりました。

今回の講義で学んできたことを「議会だより」に反映し、読んでいただける議会広報づくりに努めていきたいと改めて感じました。

令和6年 上峰中学校 子ども議会 11月5日開催



町長役 佐々木 翼



僕は子ども議会を実際に体験してみても、議会の中で、上峰町がよくなるためにはどうすればいいかということを考えることができたし、これから上峰町をよりよくしていきたいなと思いました。最初は緊張しましたが先生や友達、実際に議会に参加している方々のおかげで、自分も町長としての役割は果たせたかなと思っています。会場も実際に議会をさしている場所へ入った瞬間からものすごい緊張感がありうまくできないときもあったけど、家に帰ってから、自分の言うことを練習したりして本番はちょっと怖いけど、焦らなくていい、いつもの自分で焦らずに進められたのかなと

思いました。今回このような体験をできてよかったです。またいろいろな体験をしていきたいです。

議長役 高島 隼大



僕は子ども議会で議長を務めました。まず僕は政治について1つも分からなかったし、議会というものも何なのかほとんど分からずただただ参加してみようという興味本位で参加しました。やっていくうちに、少しずつ政治について興味をもつことができました。そして僕はこの数少ない人しか経験できない事に参加でき、とてもよかったなと思いました。僕はその中でも議長だったので、一番上からの景色は今でも忘れられません。そして、政治というのは難しい

議案第1号

若者が輝ける町づくりに関する条例

第1条（目的）

この条例は、これからの上峰町を担う若者に、上峰町に対する誇りや愛着、地域社会に貢献しようとする「上峰プライド」を醸成し、新たな定住者や移住者の獲得や少子高齢化の改善につなげることを目的とする。

第2条（定義）

- (1) 若者：30代までの人
- (2) 上峰プライド：上峰町に対するシビックプライド（誇りや愛着、地域社会に貢献する意識）

第3条（基本的施策）

- (1) 上峰町中央公園や鎮西山いこいの森を開催地とし、毎月第1日曜日にマルシェなどの住民参加型イベントを開催する。
- (2) 上峰町が、世界を舞台に活躍するスーパースリートのスポンサーとなり、その生活と活動を支援する。
- (3) 上峰町が若者を対象にワークショップを開催し、上峰町の魅力を再発見し共有できる場を提供する。
- (4) ラインやインスタグラム等のSNSで、上峰町公式IDを取得し、基本的施策に関する情報や上峰町の魅力を発信する。

議員役 新名 咲良



私は今回の子ども議会を通じて、上峰町の課題や理想の姿について

でたくさん考えることができました。

この子ども議会が一番難しかったのは、質問を考え、答えを想定しその答えにさらに質問を考えることでした。思っていた答えと違う答えが返ってくることであったのですが、緊張しました。質問を考える際に上峰町のことをたくさん調べて、知らなかったことを詳しく知ることができ、議員役でなければ調べることはなかったと思うので、役割をもって議会に参加することができて良かったです。

子ども議会ということでも貴重な経験で上峰町の課題や理想の姿を改めて考えることができました。今回の子ども議会でも決された議案はありませんでしたが本番までの過程で学ぶことがたくさんあります。一つ成長できたと思います。



議員役 村田 星愛

今回、私は子ども議会でも議員を務めさせていただきました。私は初めて子ども議会に参加でき、貴重な体験をすることができました。

私は、議会を行うにあたって準備をしましたが、なかなか質問が浮かばず、同じ議員の人と話し合って質問を考えました。応答する方の裏の裏をかく質問が難しかったです。上峰町のことをもっと知りたいと思って子ども議会に参加させていただきましたが、自分が思っている以上に上峰町のことを知らなくてびっくりしました。

今回の議会では一生に一度のとても思い出深い体験ができました。上峰町の未来は私達若い世代が率先して盛り上げないといけないの

で頑張っていこうと思いました。
貴重な体験をさせていただきありがとうございます。



議員役 谷崎 由奈

私は今回、子ども議会でも議員役を務めました。子ども議会を経験してみんなが気になるような質問や自分の立場をはっきりさせ、根拠のある意見を述べることの難しさや大変さを知ることができました。また、同時に上峰町を発展させるために日々議論を行っている議員のみなさんのすごさも感じました。

準備期間では、自分の言葉でうまく意見を述べられるか不安と緊張でいっぱいでしたが、友達がアドバイスをくれたおかげで本番ではしっかり意見を述べる

ことができました。
私は子ども議会を通して、上峰町の魅力や課題を知ったので上峰町がより良い町になるために上峰町の魅力発信の力になれるように頑張ります。今回は、貴重な体験ができました。



議員役 生田 心虹

私は、子ども議会でも議員として今回参加しました。私たちは第1議案「上峰町民参加型マルシェやイベントの月1実施」「上峰町在住アスリート育成や上峰町のスポンサー加入」など上峰町をより活気づけていくための議案について議論しました。議員を体験して色んな観点から意見を述べることの難しさや、答弁の際に即時に質問、提案を考えることなど初

めて体験してとても大変だと思いました。しかし、こうした経験を経て、もっと政治や上峰町について知ってみたいと思うことができました。今回の議会での経験を生かし、上峰町がさらに魅力的な町になるために、自分にできることを考え、行動していきたいと思いました。とても貴重な経験をありがとうございました。



議員役 樋口 奏

私は、子ども議会でも議員役をしました。私は、本当のところは、役割ではありませんでしたが、休みの方が出てその人の代理で出ることになりました。私は、全て台本がありその通りに動いていました。でも、私は、自分がきちんと出来ている

か分からなかったけど、後から友達や先生から上手だったと言ってもらえたのでよかったです。

私は、今回の議会を通して議会の大変さや議会の作法などを学びました。私は、提案する立場でした。賛成・反対する人たちはもっと大変だなと思いました。そして、もともと議会について公民で学んでいたおかげで少し知っていたこともありましたが、知っていてもやはり分からないことが多くありました。私は、この議会ですんだことをこれからこのに役立てたいと思いました。また、町のことを身近に感じられました。



政策課長役 井澤 莉彩

私は今回の子ども議会でも政策課長を務めさせていただきます。

本番直前まで議案書作成メンバーの仲間達がさまざまな場面でのサポートをしてくれ、迎えた本番でもナイスアシストでとても助かりました。議案書第1号は基本的施策が多い分補足説明が必要で大変でした。ですが、それ以上に大変だったのが議員からの質疑に対する応答を考えることでした。初めてのことに對する緊張プラス、焦燥感にも駆られていて頭が真っ白になりました。だからこそ共に考えてくれた副課長を含む執行部の皆さんにはすぐ感謝をしています。また議会を円滑に遂行するためには上峰

町についての十分な知識が必要なんだと学びました。

今回の子ども議会でも決された案はありませんでした。現在上峰町に在住の方や次世代を担う方達にとって、これからも住みたいと思えるような町づくりにするための参考になればよいなと思いました。



政策課副課長役

馬渡 未来

私は子ども議会に執行部として参加しました。

私は最初、子ども議会についてあまり分かっていませんでした。なので私に務まるのかなと不安がともありました。ですが、準備を進めていくうちに子ども議会のしくみが分かり、仲間の支えで不

安も無くなっていきました。先生や友達のサポートのおかげで子ども議会を終えることができました。そして、子ども議会を通して、上峰町のことをより知ることができました。上峰町の魅力や課題などもっとみんなに知ってもらいたいなと思っ

町長役 松田 京華



今回子ども議会に町長として出ることができたのは、とてもいい経験でした。

今回は前回と違い3つの提案をしましたが、私は国際交流について子ども議会本番までみんなと話し合ってきた。話し合いの中で上峰町の国際交流の現状などを知ることができました。意見をうまくまとめることや、議員側からくる質問の対策など難しいことが多く政治に関わる方々のすごさを実感することができました。本番は、リハーサルとは違う空気感、人数などに緊張してしまっていました。が、自分の役割が終わった後も、自分たちが終わって後進の役を担うことが安心してみることが

できました。大変なこともあったけど、貴重な体験ができてうれしかったです。



議長役 井上兼志朗

僕は子ども議会でも議長を務めました。そして議長としての進行は大変なんだなと感じました。話す速度や声の大きさなどを考えながら進行すると頭の中が真っ白になってしまいました。原稿がなかったらパニックになっていたと思います。それから僕は後半の議長を務めたけど、第2議案も第3議案も質疑応答が長く、課長や副課長の対応が迅速に行われていたので対応する力がすごいなと思いました。僕は今回の経験を活かし、大川議長にも言われたようにこれからの上峰町を担う人間になって

いこうとも思うようになります。今回の子ども議会は、自分自身の成長にもなったし、議長という進行をスムーズに行う人の重要性について知りました。すごく貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

議案第2号

上峰町の防災対策に関する条例

第1条 (目的)

この条例は、近年増加傾向にある大型地震や風水害に備える為、災害時の食料や飲料水の不足に対する不安の解消、指定避難所までの避難道路の整備を目的とする。

第2条 (定義)

- (1) 大型地震：震度5弱以上の地震
- (2) 風水害：強風による建物の倒壊、大雨による浸水、土砂崩れなど

第3条 (基本的施策)

- (1) 食料備蓄の基準を人口の5%から20%に引き上げ、増加分を指定避難所に備蓄する。
- (2) 非常時に切通川を水源として飲料水を確保できるようにする為、浄水設備の建設、又は浄水装置の導入を行う。
- (3) 避難中のけがや事故防止の為、避難道路の改修を行う。

議案第3号

時代に合った国際感覚をもつ子どもの育成推進に関する条例

第1条 (目的)

この条例は、上峰町の子どものために、オンライン英会話で交流のあるセブ島へ海外研修に派遣すること、英語力の更なる向上や、時代に合った国際感覚をもつ子どもたちを育成することを目的とする。

第2条（定義）

- (1)セブ島：フィリピン中部のビサヤ諸島にある島
- (2)オンライン英会話：平成27年度から上峰小学校・中学校で取り組んでいる事業

第3条（基本的施策）

- (1)年に1回、5日間の日程で、上峰町在住の中高生10名を海外研修に派遣する。
- (2)派遣先はオンライン英会話で交流のあるセブ島とし、町はこれにかかる費用の3分の1を負担する。
- (3)参加者は、海外研修での体験を報告会で報告する。



議員役 畑 我空和

僕は子ども議会で議員役を務めました。僕はあまり政治について興味がなかったし、し

議員役 江口 紗奈



私は、今回の子ども議会で議員役を務めました。

ようとは思いませんでした。しかし、やってみたい経験だったと思いますし、あの場に立つことができて良かったと思えました。しかし、子ども議会の準備や練習期間でたくさん失敗したり、はっきりしなかったりしました。また、なかなか質問が浮かばない僕とは違い、他の人たちは意見を出していました。コミュニケーションをとるのが苦手な僕に優しくアドバイスをしてくださった人たちのおかげで助かりました。今回の子ども議会にあたってくださった人の人が関わってくさいました。ありがとうございました。また、政治に興味がなかった僕は議会を通じて大変さやその重要性について知ることができました。この子ども議会で出た議案は、今後実際に行われていたらいいなと思いました。

議員役 原 優奈



私は、今回の子ども議会で議員役として、議案第2号では、賛成の立場から討論をさせてもらい、議案第3号では、議案に対する質問を担当しました。

上峰町の政治を知ることや町の活性化を手伝うチャンスだと思いました。普段議会で使われている議場で子ども議会をしてみても緊張しました。

自分が一番大変だと思ったのは、質問をした後に返ってきた回答の疑問点をその場で整理してまた質問をするということでした。頭の中で返ってきた回答と他に質問したいことが被っていないか、どうやって疑問点をうまく

ら大事にしていきたいと思えます。



議員役 松原虎太郎

伝えることができるかなどを考えることが一番大変でした。私はこの、子ども議会を通して町のことを詳しく知ることができたと思いました。とても貴重な体験でした。

僕は、今回議員役を務めました。準備がとて大変で、議員の人達はこんな大変なことを仕事にしてらっしゃって、町を背負うっていうことはすごく重大なことなんだと改めて実感しました。僕は討論で第3号議案に対して反対の立場で意見をのべました。みんなの前に立って発表するのはまたちがうものが得られたと思います。自分の思ったことを言うことはこれからの社会を生きていくうえでと



議員役 山口 翠海

私は、議会が何かを決めるための話し合いの場だとは分かっていたけど何を決める場所か知りませんでした。今回の子ども議会を通して、町長さんや議長さんをはじめとする町議会の方々や町民のよりよいくらしのために話

し合われている場だと分かりました。私たちは何グループかに分かれ上峰町の課題について調べました。いくら調べようとしても見つからず苦労しました。これは上峰町議会の方々が町民のため話し合われているからなんだと実感しました。短い期間での準備だったので細かいところをつきつめられずに悔しいので、将来に活かして、何事も悔いが残らないようにやりたいなと思いました。自分の意見を自分なりの言葉でまとめ、発言することは難しいなと感じました。



総務課長役
中島 暖葵

私は、子ども議会で執行部を務めました。初めは子ども議会に対して必要なものなのか

と思っていました。実際に議会に臨むと上峰町の政治を学ぶことができる良い経験になりました。特に質問の答弁を行ったり、討論をしている雰囲気は非常に現実味がありました。ですが、質問の答弁を考えることはとても難しく、時には想定外の質問があり、即座に考えて答弁をするのができませんでした。改めて議論の大変さを実感しました。

今回の子ども議会に参加して、地方自治のことを詳しく身近に体感することができました。また、準備を進めていく中でも、上峰町が町民の方々のために様々な計画を立てられているのだと知ることができました。不安と緊張もありましたが、それにふさわしい知識と経験を得ることができ、自分の成長につながった貴重な体験になりました。



総務副課長役
高島 維吹

今回、この副課長という役になって、課長のサポートや議員からの質問への答弁、議会に参加するにあたってのルールなど覚えることや考えることがたくさんあってすごく大変でした。その中でも議案書の作成が一番大変で、どのようにすればたくさんの人に伝わって通りやすいような議案書になるのかを考えるのにすごく時間がかかりました。

本番のときはすごく緊張しました。すごく厳かな雰囲気で本物の町長や議長が来てくださった中での発言だったので声が裏返らないかと心配でした。でも、まわりの人が手助けしてくれたおかげで何とか発言できたので

良かったと思います。この子ども議会に参加できたことは非常に良い経験になったと感じます。子どもの視点で町をよりよくしようと注力する喜びや必要性を学ぶことが出来ました。こういった取り組みを通して上峰町がより住みやすい町になれば良いと思います。



教育課長役
野中 結月

私は、子ども議会で教育課長を務めました。私は、どんなものかわクワクワしました。けど、条例の内容を決めていく度に、補足説明や質疑応答が上手いはず、不安がまじっていました。だけど、課長役ができていい経験になりました。私がこの子ども議会の準備期

間で、大変だなと思ったことは、議員からどんな質問がくるかわからないので、たくさん情報を集めることです。どんな質問がくるかわからない不安や上手く言葉で説明することが難しかったです。

私は、子ども議会にたずさわって前よりも政治や上峰町の議会に興味をもち、意識してニュースを見るようになりました。子ども議会のメンバーになれてよかったです。



教育副課長役
江口 彩月

私は、副課長を務めました。副課長と決まった時は、自分でいいのかという不安がたくさんあったけど、子ども議会をしつかりやりとげることができたのでとてもうれしいです。

また、上峰町の議会がどのように進められているのかを知ることができました。

私は子ども議会の準備をしているときに、上峰町のことについて知らないことがまだ多くあるなと思いました。なので、これをきっかけに上峰町について知っていき周りに広めていきたいと思いました。

子ども議会でいろんなことを経験できたので、経験したことを、いろんなことに生かしていきたいと思ったし、これからいろいろなことに挑戦しているんなことを経験していきたいと思いました。



新しい発見！

クラブ の紹介

「上峰町消防団女性部」

上峰町消防団女性部は定数10名のところ、現在9名の部員で活動しています。主な活動内容は、訓練や研修、式典行事への参加、春と秋の火災予防週間の広報活動です。

これらの活動に加えて、昨年6月は、上峰町で開催された国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツのシャッフルボードに参加し団員募集の広報活動を、昨年11月は、大字前牟田自主防災組織による炊き出し訓練に参加し、地区の方々と豚汁や非常用ご飯の炊き出しを行いました。

また、部員の防災意識を高めるため、部員全員でオリジナルの防災ポーチを作成しました。

消防団女性部と一緒に活動してもらえる仲間を募集しています。お気軽にお問い合わせください。



炊き出し訓練参加



国スポシャッフルボード参加

問い合わせ

上峰町役場 総務課 ☎0952-52-2181



議会だより 広報編集委員会

委員長 鈴木 千春
副委員長 吉田 豊
委員 江崎 文男
委員 石橋 新
委員 蔵戸 新

令和5年10月24日発行では左ひざの「左変形性膝関節炎」でリハビリと筋トレをしながら仲間たちと還暦野球を楽しんでいた話をしました。おかげさまで左ひざは完治まではいきませんが、病院のリハビリは卒業し、今では町内の施設での筋トレを続けております。この施設には老若男女が汗をかきかき筋トレに励まれています。特に私と同年代やそれ以上の方々も多く、その頑張りには頭が下がる思いです。その姿を見ることで、私も「なにくそ」と思いながら一つ一つの器具に向かっていくことができます。野球の方は、リーグ戦のAグループへの復帰はかなわず、今年度もBグループでの対戦になりそうです。来年またAグループで野球ができるよう筋トレ頑張ります。(江崎)

あとがき

議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、2月14日(金)から3月7日(金)までです。

一般質問は2月25日(火)及び28日(金)の予定です。

行事への参加 10月～12月

10月12日・13日 SAGA2024国民スポーツ大会
10月26日 SAGA2024全障スポーツ大会
11月3日 町民文化祭開会式
11月17日 上峰町近圏少年剣道錬成大会
11月24日 目達原駐屯地創立70周年記念行事
11月25日 同和問題市町講座